

大ニシテハナラズ又外々ハ本會ニ對シテ先立テモト
ルルハ本會ニ對シテ先立テモト
テモ今令レハ本會ハ用テモ先立テモト
本會ニ對シテ先立テモト
本會ニ對シテ先立テモト

三、本會ニ對シテ先立テモト

二、本會ニ對シテ先立テモト
本會ニ對シテ先立テモト
本會ニ對シテ先立テモト

本會ニ對シテ先立テモト
本會ニ對シテ先立テモト
本會ニ對シテ先立テモト

財團法人協調會大阪支所

財團法人協調會大阪支所

日本労働總同盟所屬ノ各組合ハ労働爭議發生ニ際シテ次ノ諸條件
ヲ忠實ニ遵守シ労働爭議ノ堅實化ヲ計ラネバナラズ

一、各組合ノ所屬支部ニ爭議ヲ宣言スルニ當ツテハ前以テ組合本
部ノ權威アル機關ニ問題ヲ提起シテソノ對策ヲ得ルコト

二、爭議繼續中ト雖モ組合本部ノ決定ニヨル爭議中止案成立ノ場合
ハ之ニ服スルコト但此ノ場合ニ於ケル本部決定ノ協議ハ各貢
任者參加ノ上タルコト

三、支部ハ組合本部ノ諸調査表ノ作製ニ關シテハ忠實ニ實行シ爭議
前ニ於テ關係工場トノ對立關係ヲ明白ニナスコト

四、本決議ヲ總同盟十五年度大會ノ名ヲ以テ加盟組合ニ實行セシム
ルコト

關東合同組合ハ爭議ノ統制ヲヤツテラルガ成績ハ非常ニ良好デア
ル云々ト説明シタ

土井（關東）ハ（一）組合ニ相談セナイテ組合員ガ勝手ニ爭議ヲヤレバ